

中国共産党100年目の歴史決議

石川 禎浩

Ishikawa Yoshihiro

[要旨]

結党100周年に合わせて採択された中国共産党の歴史に関する決議は、それ以前にそれぞれ毛沢東、鄧小平の主導で策定された歴史決議を強く意識して出されたものである。2度にわたり歴史が決議事項となったため、歴史は党の専管として、いわば政治の「檻」に入れられてしまった。政治（党）と歴史のいびつな関係を是正するためには、歴史に関する決議をあえて出さないという選択肢もあったが、異例の任期延長をにらんで、習近平総書記はおのが功績を大書する決議を出した。今回あらためて歴史決議が出されたことによって、歴史は今後も党の軌につながれることになったが、それは習近平政権の功績が今後も長く記憶されることを保証するものではない。歴史を決議に利用したことによって、将来の別の歴史決議が習氏の功績を否定する可能性があるからである。歴史決議をおのれのために出すとは、いつか来るかもしれない歴史の復讐を覚悟せねばならないということでもある。

中国共産党は昨年11月に中央委員会総会（19期6中全会）を開催し、党の歴史に関する新たな決議「党の百年にわたる奮闘による大きな成果と歴史的経験に関する決議」を審議・採択した。1945年と1981年に採択された2つの歴史決議に次ぐもので、第3の決議ということになる。共産党における「決議」の重みは、我々が考えるよりもずっと大きい。最初の歴史決議の策定を主導した毛沢東は、生前にこう述べている。

我々の決議はすべてみな法である。会議も法だ。……我々の各種法規や制度はその大多数、90%は関係当局が作ったものだが、我々は基本的にそういったものには頼らず、主には決議や会議に依拠する。（1958年）⁽¹⁾

国（政府）が作った法や制度をまるで人ごとのように見なし、共産党の会議とそこでの決定（決議）をその上に置くこの姿勢、これが毛の認識であり、当時の常識だった。その後、これほど露骨な物言いが共産党指導者の口から出ることにはなくなったが、かれらの意識は基本的には今も毛時代と大差はない。党の決めたこと（決議）は

法律以上なのである。その大事な決議が今、三たび歴史を囲い込むことになった。政党が自党の歴史を叙述することに意を用いるのは当然だが、中国共産党（中共）におけるその重要性は特別である。「歴史決議」とは言いながら、実際には「政治決議」だと言われるのも、理由のないことではない。

2つの決議

党の歴史にかんする最初の決議（「若干の歴史問題に関する決議」1945年）は、毛沢東が全党の指導権を確立する過程で、4年ほどの準備作業ののちに採択されたもの、第2の決議（「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」1981年）は毛沢東亡き後に、2年ほどの準備期間を経て、鄧小平らの主導で採択されたものである²⁾。前者は全文約2万7000字、後者も3万5000字余り、いずれも全篇これ歴史にかんする叙述と評価になっている。

最初の決議は毛沢東にとって、自らの絶対的権威を担保するための非常に重要な証文であった。もっとも当時あっては、その権威はあくまでも党員120万の共産党の内にとどまるものであって、そもそも党が近い将来に中国の支配者となるとは思われていなかったが、毛が決議に傾けた熱意は並大抵ではなかった。この決議を作るために、かれはそれまで党が出した指示や宣言など、過去の文献を集めた資料集まで編纂しているのである。

この歴史総括の意義を説明するのに、毛はしばしば「武装解除」という語句を使っている。すなわち、決議を策定する作業を通じて、おのれに従わない他の中共指導者から、それぞれが持っている歴史の解釈や弁明という武器を取り上げて、かれらを思想的に屈服させたということである。毛にとってそれはまさに戦いであって、歴史はかれの独尊を保証するかなめの一着だった。その独尊的地位は、この歴史決議と前後して開催された中共の第7回大会（1945年）において、党規約に「毛沢東思想」という言葉が盛り込まれるという形で完成を見た。

毛沢東の作品と言ってもよい最初の歴史決議のキーワードは「路線」である。党設立以来繰り返されてきた路線闘争において、右傾・左傾の誤りと断固として戦い、正しい「路線」を貫徹して党と革命を守ったのが毛沢東だという構成になっている³⁾。だが、毛は人民共和国建国後も路線闘争をやめなかった。それは文化大革命を経てかれの死まで続き、党の歴史認識にも深刻なダメージを与えた。ズタズタにされた歴史認識を手当てしなければ、党の再出発はあり得ない。改革開放を主導した鄧小平ら指導者たちがそんな危機感をもって策定したのが、第2の歴史決議である。

第2の決議が最初の決議を大枠で継承し、また毛の功過についても、晩年の誤りはあったものの、その功績は誤りを大きく上回ると結論したため、ロール・モデルとしての毛の権威にキズはつかなかった。ただし、最初の決議のキーワードであった「路

線」の語は、第2の決議では使われなくなった。より正確にいうならば、使われてはいるが、それは「党内での正常な意見の相違が路線の誤りとされた」というように、かつて「路線」の語があまりに強調されすぎた、という否定的文脈で用いられている。

かくて、共産党の歴史は毛沢東時代の路線闘争史という縛りを脱することができたわけだが、同時に歴史への政治の介入が「決議」という形で、2度にわたって行われたことで、歴史の叙述は完全に党の専権事項となってしまった。いわば、歴史を決議という党の檻に入れてしまったわけである。

檻の中の歴史

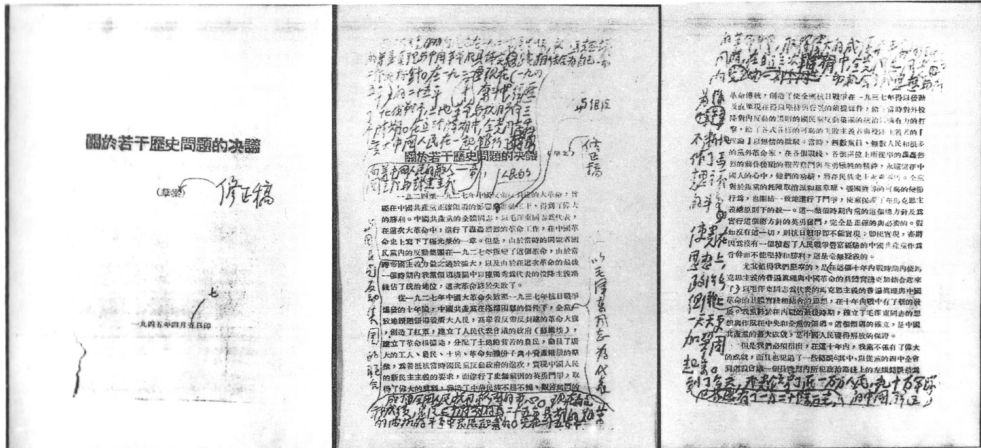
檻に入れられた見返りとして、中国で歴史は間違いなく特別待遇を受けている。最近では、党中央直属の党史・文献関連の3つの部署（中共中央党史研究室・中央文献研究室・中央編訳局）が2018年に「中共中央党史和文献研究院」に統合され、大きな組織になったのがその一例である。予算の獲得や権限の強化がこの組織統合によって実現を見た。そして事実、今回の歴史決議の起草にさいして、実務面でそれを支えたのは、ほかでもないこの新部門である。今回の決議は以前の2つよりも長い（3万6000字余り）にもかかわらず、格段に短い期間（起草から採択までわずか8ヵ月ほど）で仕上げられたという。決議文の半分以上が習指導部の功績賞賛にあてられていることと合わせて、まさに党史関係部門の能吏たちが、「習総書記を核心とする党中央」の期待に応えた結果であろう。

ただし、今回の決議は結党100年の節目に合わせたという意味はあるものの、前2回のような採択の必然性・必要性を欠いている。それゆえ、異例の長期政権を目指す習氏がおのれの存在を毛や鄧に比肩させ、さらにはそれ以上にするための最後の地ならしとして出したのだという解釈がなされるのである。だが、決議は本来誰かのための奉仕品ではないし、歴史も誰かの専有物ではないはずだ。

歴史に対するこだわりは、かの毛沢東も、鄧小平も並大抵ではなかった。今日残されている最初の歴史決議の草稿には、何度も改訂し、そのたびに自ら手を入れた毛沢東の筆跡が余白いっぱいにあふれている（4ページ、第1図）。

今回の決議に、習総書記はどれほど自分の考えを盛り込み、書き込みをしたのだろうか。今のご時世だから、加筆・修正はモニターを見ながらキーボードでなされたかもしれない。だが、習氏がどんな形で手を加えたとしても、決議の言葉が官製メディアの大仰な礼賛以上に中国の人々の心に響くことはないだろうとわたしは見る。歴史をめぐる決議の価値と重みは、電子データか手書きかではなく、また業績を数え上げる美辞麗句の多寡でもなく、党の歩みをその誤りを含めて直視し、自らのものとして示すだけの見識を備えているかどうかによって決まるからである。先の歴史決議で、

第1図 毛沢東自らの書き込みがなされた「歴史決議」の草稿



(出所) 中国国家博物館編『中国共産党90年図集』上、上海人民出版社、2011年、301ページ。

党の歴史の転換に自らを位置づけた毛沢東や鄧小平にはそれがあつた。党に根を張っていた教条主義を批判した第1の決議しかり、そして毛時代の個人崇拜・個人専権を反省し、党内民主を再確認した第2の決議またしかり、かれらの歴史決議自体が党の歴史における重要文献とされ、良くも悪くも、後世に長く影響力を保ったゆえんである。

習氏がその2人に匹敵する歴史観の持ち主かどうかは判然としないが、今回の決議があつてもなくても、その絶対的地位にはいささかの揺らぎもないことを考えると、むしろ歴史決議はあえて出さないという選択肢があつたのではないかという気がする。すなわち、党は今後歴史から手を引くという決断を下すこと——言い換えれば、歴史を決議という檻から出して、本来の姿にかえしてやること——によって、かれは毛や鄧も持ち得なかつた見識を示し、長年仰ぎ見てきたそれら偉大な指導者を超えられたかもしれないのだ。

現実には、習氏はおのが功績を長々と自画自賛する新たな決議の作成を選んだわけだが、それは必ずしもかれの功績が今後長く記憶されることを保証するものではない。次の誰かが新たな決議を策定して、かれの功業を消し去るかもしれないからである。共産党の文献には、重要だと喧伝されて世に送り出されながら、後に価値を否定され、消えていったものも少なくない。かの『毛沢東選集』第5巻がそうである。毛の生前に刊行された4巻に続き、その死後の1977年に刊行された第5巻は、人民共和国建国後の著作を集めたものだった。編纂には毛自身も関わり、党中央委員会の正式決定を経て、初刷だけで1500万部が出たとされるが、後に文化大革命を引き起こす一連の誤った主張だったと見なされ、ほかならぬ第2の歴史決議の翌年（1982年）に発行停止となっている。

かの毛主席の著作においてかくのごとくであれば、習総書記の文書がそうならない

保証はどこにもない。歴史決議をおのれのために出すとは、いつか来るかもしれない歴史の復讐を覚悟せねばならないということでもあるのだ。

- (1) 「北戴河会議における毛沢東の講話（1958年8月21日）」『学習資料』（発行情報ナシ）140ページ。
- (2) 八塚正晃「中国共産党の『歴史決議』をめぐる政治過程（1979—1981）」（『法学政治学論究：法律・政治・社会』93号、2012年）。中国での歴史決議にかんする資料集兼研究書としては、本書編写組編『以史為鑑 可知興替——学習與研究中国共産党兩個《歴史決議》』（社会科学文献出版社、2012年）がある。
- (3) ただし、最初の決議について注意せねばならないのは、今日我々が目にし得る決議の文言が1945年の採択後に、毛によって何度かにわたり改変され、最終的に1953年の『毛沢東選集』第3巻出版のさいに、付録として収録されたものだけということである。1945年に採択された当時のものは公表されていない。

いしかわ・よしひろ 京都大学人文科学研究所教授
<https://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/members/private/ishikawa.html>
ishikawa@zinbun.kyoto-u.ac.jp